

横浜市中心卸売市場本場において取引されたくろまぐろについて

横浜市中心卸売市場本場の水産物部仲卸業者の1者が、場外の仕入先から仕入れたくろまぐろについて、仕入先から提示された原産地に疑義が生じているため、横浜市内で調査を行いました。調査結果を踏まえた、本市の対応をお知らせいたします。

1 事案の概要

- (1) 当該仲卸業者（以下、A者）が10月28日（月）と11月5日（火）に場外の仕入先から大間産や青森産として連絡を受けていたくろまぐろを合計12本仕入れました。
- (2) これらのくろまぐろについて、A者が原産地を証明する書類等（水揚げ漁港や所轄官庁が発行する書類）の提示を仕入先に求めたところ、受けることができませんでした。
- (3) 11月5日（火）、A者が水産庁に確認をしたところ、「漁業法の規定では販売差し止めできないが、今回のくろまぐろの漁獲報告等に関する情報を引き続き確認するよう」求められました。
- (4) 11月5日（火）から横浜市経済局でも調査を開始しましたが、水産庁のくろまぐろ採捕規制（陸揚げ後の採捕報告義務等）に基づき、採捕者及び原産地が報告されているくろまぐろであることを確認できませんでした。
- (5) なお、食品表示法の取扱いについては、仕入先から10月28日（月）にA者に納品されたくろまぐろの請求書に『青森県大間港』と記載があり、A者はこの記載をもとに原産地を表示して販売していたため、直ちに食品表示法の違反性はないと確認しています。

2 横浜市の対応

- (1) A者に対し、11月5日（火）仕入れ分については、11月25日（月）に販売を控えるよう口頭で依頼しました。また、正規に流通していることを確認できない商品を取り扱うことが無いよう、本日、指導書を交付しました。
- (2) 水産物部仲卸業者全者に対し、正規に流通していることを確認できない商品を取り扱わないよう、本日、通知文により注意喚起しました。
- (3) 農林水産省及び水産庁には、経緯及び本市の対応を報告する予定です。

お問合せ先
経済局経営支援課長 小川 靖人 Tel 045-459-3331

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。